

平成 30 年度 在宅療養患者搬送事業補助金交付要綱

第 1 条 (総則)

この要綱は、八王子市と一般社団法人八王子市医師会（以下「医師会」という。）の間において、別に締結している「在宅療養患者搬送事業に関する協定書」に基づき、経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定める。

第 2 条 (交付の目的)

かかりつけ医からの要請で在宅療養患者を医療機関に搬送する仕組みに対し、八王子市がその経費の一部を負担し、在宅療養患者が安心して在宅医療を継続できることを目的とする。

第 3 条 (交付対象事業)

医師会が実施する在宅療養患者搬送事業に係る経費とする。

第 4 条 (交付額)

年額 3,624,000 円とする。

第 5 条 (交付対象事業期間)

交付対象事業期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条 (交付申請書)

医師会は、第 3 条の事業を実施しようとする場合は、必要な事項を記載した補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、平成 30 年 4 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

第 7 条 (交付の決定及び通知)

市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、補助事業の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないか等について、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

- 2 前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により医師会に通知するものとする。

第 8 条 (交付の条件)

市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、交付の条件を付するものとする。

第 9 条 (医師会の責務)

医師会は、補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、医師会は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
- 3 医師会は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5 年間保存しなければならない。
- 4 医師会は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

第 10 条 (事業等変更・中止・廃止の承認)

医師会は、補助事業の変更等をしようとする場合、速やかに補助事業（変更・中止・廃止）申請書（第 3 号様式）により、市長にその旨を通知し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承諾書（第 4 号様式）により、医師会に通知する。

第 11 条 (事故報告等)

医師会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

第 12 条（事業着手及び実績状況報告）

医師会は、第 3 条の交付対象事業について、平成 30 年 4 月 1 日から事業着手するものとする。
また、毎月の事業実施については、補助事業実績状況報告書（第 5 号様式）で、翌月の 15 日までに市長に報告しなければならない。

第 13 条（補助金の請求）

第 7 条の交付決定を受けた後に、市長に対し、四半期毎に補助金を請求するものとする。

第 14 条（補助金の支出）

補助金の請求があったときは、市長は速やかに医師会に対し、補助金を支出するものとする。

第 15 条（実績報告）

医師会は、補助事業が完了したときは、1 月以内に必要な事項を記載した補助事業実績報告書（第 6 号様式）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。第 10 条の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、報告期限を 1 月間に限って延長することができる。

第 16 条（補助金の額の確定）

市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 7 号様式）により、医師会にその旨を通知するものとする。

第 17 条（是正のための措置）

市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第 15 条の規定は、前項の命令により医師会が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「1 月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

第 18 条（交付決定の取消）

市長は、医師会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 前 3 号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第 7 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により取消しをした場合に準用する。

第 19 条（補助金の返還）

市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第 16 条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。